

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第63号 2020年3月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野
に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室

e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 「歴史研究・教育に関わる者として考えさせられた イタリアの校長先生のメッセージ」	山本尚史	2
コラム 頻発する幼児虐待事件に想う 倉橋惣三の発言	神辺 靖光	7
山形高等学校報国団『報国団誌』第4号(1943年)から — 絵画研究会、法制経済研究会、購買班「班報」—	谷本 宗生	9
逸話と世評で綴る女子教育史(63) —明治天皇の御巡幸と「教学大旨」—	神辺 靖光	11
学校資料の教材化を模索して⑦ —「学校日誌」の教材化を事例に—	八田 友和	15
明治後期に興った女子の専門学校(18) —明治前期の医学教育事情—	長本 裕子	19
戦後生徒会活動成立史の研究 ⑨ —「特別教育計画の組織と管理」における生徒会論(1)—	猪股 大輝	23
「遠隔授業」準備メモ	富岡 勝	31
体験的文献紹介(11) —河野通禰太編述『私学の源流』—	神辺 靖光	37
刊行要項(2015年6月15日現在)		41
短評・文献紹介		42
会員消息		43

コラム

歴史研究・教育に関わる者
として考えさせられたイタリア
の校長先生のメッセージ

山本尚史
(筑紫女学園大学)

今、コロナウイルスが世界で流行の兆しをみせている。人々はこの得体の知れないウイルスに恐れを抱き、人々の心は疲弊しはじめているのではないだろうか。教育機関では、日本をはじめ、様々な国で学校が臨時休校とな

っている。こうした最中、イタリアの校長が生徒たちに向けて、以下のようなメッセージを送った1)。

.....

ヴォルテ高校の皆さんへ

“保健局が恐れていたことが現実になった。ドイツのアラマン人たちがミラノにペストを持ち込んだのだ。感染はイタリア中に拡大している...”

これはマンゾーニの「いいなづけ」の31章冒頭、1630年、ミラノを襲ったペストの流行について書かれた一節です。この啓発的で素晴らしい文章を、混乱のさなかにある今、ぜひ読んでみることをお勧めします。この本の中には、外国人を危険だと思ひ込んだり、当局の間の激しい衝突や最初の感染源は誰か、といういわゆる「ゼロ患者」の搜索、専門家の軽視、感染者狩り、根拠のない噂話やばかげた治療、必需品を買いあさり、医療危機を招く様子が描かれています。ページをめくれば、ルドヴィコ・セッターラ、アレッサンドロ・タディーノ、フェリーチェ・カザーティなど、この高校の周辺で皆さんもよく知る道の名前が多く登場しますが、ここが当時もミラノの検疫の中心地であったことは覚えておきましょう。いずれにせよ、マンゾーニの

小説を読んでいるというより、今日の新聞を読んでいるような気にさせられます。

親愛なる生徒の皆さん。私たちの高校は、私たちのリズムと慣習に則って市民の秩序を学ぶ場所です。私は専門家ではないので、この強制的な休校という当局の判断を評価することはできません。ですからこの判断を尊重し、その指示を子細に観察しようと思います。そして皆さんにはこう伝えたい。

冷静さを保ち、集団のパニックに巻き込まれないこと。そして予防策を講じつつ、いつもの生活を続けて下さい。せっかくの休みですから、散歩したり、良質な本を読んでください。体調に問題がないなら、家に閉じこもる理由はありません。スーパーや薬局に駆けつける必要もないのです。マスクは体調が悪い人たちに必要なものです。

世界のあちこちにあっという間に広がっているこの感染の速度は、われわれの時代の必然的な結果です。ウイルスを食い止める壁の不存在感は、今も昔も同じ。ただその速度が以前は少し遅かっただけなのです。この手の危機に打ち勝つ際の最大のリスクについては、マンゾーニやボッカッチョ（ルネッサンス期の詩人）が教えてくれています。それは社会生活や人間関係の荒廃、市民生活における蛮行です。見えない敵に脅かされた時、人はその敵があちこちに潜んでいるかのように感じてしまい、自分と同じような人々も脅威だと、潜在的な敵だと思い込んでしまう、それこそが危険なのです。

16世紀や17世紀の時と比べて、私たちには進歩した現代医学があり、それはさらなる進歩を続けており、信頼性もある。合理的な思考で私たちが持つ貴重な財産である人間性と社会とを守っていきましょう。それができなければ、本当に‘ペスト’が勝利してしまうかもしれません。

では近いうちに、学校でみなさんを待っています。

.....

現在、世界ではコロナウイルスへの恐怖から、人々が疑心暗鬼となっている様子をメディアで目にする。例えば、シンガポール人留学生在がイギリスで暴行を受けた事件、日本人がパレスチナ自治区で「コロナ」とからかわれ暴行された事件、フランスの日本料理店への「コロナ」の落書きなどが起きている。こうした現実を見る時、マンゾーニの『いいなづけ』で書かれたペストの流行のときと変わらない思考で人々は行動しているということを改めて痛感する。このことは、社会の制度やインフラ、科学技術の進歩の恩恵を受け、生活が豊かになっても、得体の知れない何者かに恐怖を抱いたときに現れてくる人々の「姿」は過去も現在も変わっていないということを、私たちにまざまざと見せつけるのではないだろうか。

第一次世界大戦後、スペイン風邪が世界で大流行した。この時の日本社会の混乱ぶりは大変なものだったに違いない。1920年1月22日の大阪毎日新聞によれば47万人が罹患し、1万4千人が死亡したとある²⁾。この時は都市部での流行が農村に伝播し、さらにその農村部から都市部へと流行が逆流してくる恐怖も伝えられている。この当時の日本の様子を伝える記事の一つ紹介したい(図1)。記事は1920年1月25日に時事新報に掲載されたものである³⁾。

○内務省流感予防宣傳の爲 俄に防疫官を派遣

十三日全國に向けて

最後の手段としてはマスクを掛けない者は電車に乗せぬ事になり、防疫官を派遣して、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。

巡査も今日から

マスクを掛ける

市民十五萬に無料注射
活動圓筒形防疫官を利用し
兼防方法の知識を普及せん

調査し 防疫官を派遣する
防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。

注意位 防疫官を派遣する
防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。

同費用 防疫官を派遣する
防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。

患者に 看護婦を五六人も独占する
公の爲 防疫官を派遣する
防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。防疫官は三日來電報から、各家庭にマスクを配り、衛生指導をする。

裏面へ續く

(図1)「内務省流感予防宣傳の爲俄に防疫官を派遣十三日全國に向けて」

記事の中には「東京で最も困るのは上流で一人の患者に看護婦を五六人も独占するので、現在看護婦を求める家庭は非常に困って居る、これは公の爲注意して貰いたいことである」とあり、「自分さえよければそれでよい」という自分勝手な「姿」が垣間見られる。最近のいわゆる“買占め騒動”と変わらないのではないか。

そのような中でイタリアの校長が当たり前の日常生活を、適切に粛々と送ることで、病氣等で苦しむ人の保護に資すること。そして、一人一人が混乱することなく「社会生活や人間関係の荒廃、市民生活」を守ることにつながることを生徒に伝えている。イタリアの校長のメッセージは、人間が犯してきた過去の過ちから何を学ぶのか、そしてそこからどのような教訓を得て今に活かしていくのか、その大切さを教えてくれ

る。歴史研究・教育に関わる私たちは、現在起こっていることをどう考え、何を伝えていくかを考えていかなければならないのだと感じている。

参考文献

1) 「ペスト時代の教訓から学べ 休校のミラノで校長のメッセージが話題に」(<https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20200302-00000002-ovo-life>) (2020年3月9日最終確認)

2) 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 衛生保健(3-069) 大阪毎日新聞 1920.1.22 (大正9)より「流感の死亡者一万四千人罹病者は実に四十七万人 最も烈しいのは東京、大阪、兵庫 二月に入ると更に猖獗する虞があるから十分の警戒が必要 死亡率は昨年よりも遙に多い」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10066847&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1&LANG=JA) (最終確認2020年3月9日)

3) 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 衛生保健(3-066) 時事新報 1920.1.15 (大正9)より「内務省流感予防宣伝の為俄に防疫官を派遣十三日全国に向けて 最後の手段としてはマスクを掛けない者は電車に乗せぬ事にしたいと潮衛生局長語る」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10067181&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1&LANG=JA) (2020年3月9日最終確認) (史料の引用については神戸大学附属図書館より使用の許諾を得ている)

***コラム欄では読者の方からの投稿もお待ちしております。**

コラム

頻発する幼児虐待事件に想う

倉橋惣三の発言

神辺靖光

(ニューズレター同人)

最近、わが子を虐待し、死に至らしめる事件が相次いでいる。兇暴な若い父親がおさなご幼児を虐待し、自分をも律し得ない未熟な母親が傍観し続けた末の可愛想な事件である。両親からありあまるほ

どの愛情を受けるからこそ生き、育てゆける幼児が毎日受ける虐待にどんな気持で過ごしたか、想像すらできない。殺された幼児の仇を討つためにもこの両親は極刑にすべきである。と想う反面、この両親は成長の過程で高度に仕組まれた進学や就職の選別に常に蹴落されていたのだろうと想像する。だから社会一般に劣等感を持ち、外部には発言もできないし、交際すらできない。自分の権力が目一ぱい行使できるのは幼児のわが子だけということになる。そのように想うとこの兇暴な若い夫婦にも一抹の哀れさを感じるのである。

ここで一転、戦後の親子愛論争を述べよう。1946年9月、米国教育使節団の報告書を受けて新しい日本の教育改革をすべく教育刷新委員会がはじまった。幼児教育の権威で東京女子高等師範学校教授の倉橋惣三はその委員であった。たまたま教育基本法の審議がはじまった時、ある委員が、“親は子を愛すべし”の一項を基本法のどこかに入れろと発言した。この時、倉橋は烈火の如く怒って“親が子を愛するのは自然の摂理である。子を愛さない親はいない。親は子を愛せなどと基本法に書くのは日本人の恥である”と一喝して議論を封じ込めてしまった。教育勅語に「父母ニ孝ニ」の一句があるが、「子ニ愛ヲ」はない。教育勅語と教育基本法を継なげる必要はないのだが、「教育勅語」が失効した当時、これに代るものと意識した委員もいたのだろう。とに角、“親は子を愛せ”の一項はこれではなくなったのであるが、戦前の日

本人は本当に子どもを愛し尽くしたかといえはそうでもない。墮胎、間引き、“流す（川に嬰兒えいじを流す）”からはじまって捨子すてご、折檻せっかん、娘の身売り等、親の悪業は語り継がれている。しかし嬰兒の流しや捨子と今日の幼児虐待は違うところがある。嬰兒流しの場合は籠に祈りの札が入れてあったというし、捨子の場合、よい拾い主が現れるのを待って母親が陰で祈っていたという。貧困で育てられないから捨てたが、嬰兒の幸せを最後まで祈るという親の愛情が垣間見える。しかし今日の幼児虐待は冷酷無慈悲で親の愛の片鱗も認められない。

娘の身売りは10歳を過ぎた娘が将来、遊女になるために遊女屋に売られることである。越後の角兵衛獅子は10歳ぐらいの男の子が売られるというが、そのいきさつはわかっていない。同じく10歳をすぎた男の子が“ぬけまいり”と称して家出する。またはさせられるが生家に帰る者は少ない。行き先は駕籠かごかきか、川人足かと想像する。親の子に対する愛情も教育史探究の一つのテーマになるのではないか。

***コラム欄では読者の方からの投稿もお待ちしております。**

山形高等学校報国団『報国団誌』第4号(1943年11月)から

— 絵画研究会、法制経済研究会、購買班「班報」—

たにもと むねお

谷本 宗生(大東文化大学)

山形高等学校報国団『報国団誌』第4号(1943年11月)所収から、報国団学芸班絵画研究会及び法制経済研究会、理学班、購買班らによる「班報」(班の報告)などを、本稿で以下に引用紹介してみたいと思う。当時の校内を取り巻く状況も実によく分かる記録資料といえよう。

同号巻末にある「編集後記」(94頁)では、報国団のなかには「全然活動をしていない会がある(法経、絵画、大東亜、理学班の自然科学会[ママ]など)」と指摘し、「一般文化的教養を身に付ける努力がおろそかにされ、自発的な文化的精神活動が衰へるとすれば、学徒たるの(特に高校生たるの)真面目は失はれると云はねばならぬ。『時局だから』といふことが、学課と鍛錬以外の方面に於ける自発的精神活動を懶ける口実に使はれている傾きがありはしないか反省すべきである」と、報国団活動の全体的なバランスが崩れて萎縮停滞することへの警鐘を鳴らしている。

それでは、活動が今や沈滞していると指摘された班の報告をみておこう。法制経済研究会は、「今日にいたるまで、未だ一回の例会も開かれない状態にあるのであつて本会にとつて真に残念なことである」(80頁)とし、絵画研究会も、「結局今年何も何もやれずに終りさうだ。高校で芸術なんてやる時代は過ぎてしまつたのかも知れない、それに余り考へると兎角深くなつて勉強がおろそかになるので矢張闇夜の鴉あたりで止めて置くのが無難かも知れぬ。こんな事をかいてると古い落葉の林に入つて行く様な淋しい気持になる」(75頁)と、活動の停滞を吐露している。

いっぽう理学班は、「日本は今や戦乱の真唯中にある。かかる時科学の進歩、即ち数学の進歩如何は戦の勝負如何にかかはるのである、『大東亜戦争[ママ]の勝利は日本の数学による』と叫ばしめようではないか ㊦この非常時にあつて

私は声を大にして叫ぶ、数学に関心を持って、而して数学の大天才よ出でよと。…我々の数学に対する情熱は益々熾烈を極めていく次第である。…現代の数学物理は両立するものでなくて数学即ち物理であり物理即ち数学である。このやうな主旨から自然科学班と数学班は合併し今後益々人生のより高き豊かさに向つて努力し諸君らの宇宙の探究への熾烈なる願望に答へるやうに精進する事を誓ふ次第である」(91頁)と、停滞する自然科学班と活発的な数学班が合併し、一つの理学班として活動を積極的に行っていくことを誓っている。

その他として保健班は、「班員としての吾々の仕事の分野は現在のところ殆ど皆無である。…報国団の一班として本班はもつと班員の活動範囲を拡張し、発展すべき余地が多分にある。班員諸君の奮起を切望して已まない。尚、旧鍛錬部の卓球班は今春来廃止になつたが、冬期戸外運動の不可能な山形の特殊事情に鑑み、保健上の意味で冬期中卓球をやることは許されている。その世話の一切は保健班でやることになつている。大いに利用されたい」(92頁)とし、班(部)活動としては廃止された卓球活動などを保健衛生的に前向きに行つていこうと山高生らに呼びかけている。また購買班も、「学用品についても、配給が少いためノート類は一切自由販売ができず…残念至極であるが、現在の状況では、より多くを望めない有様である。インキも遂に九月から、はかり売をせざるを得なくなつた。藁半紙等のごく僅かしか配給されないから利用者は他人のこともよく考へて一人で余り多く買はず、皆に行渡るやうにして下さい」(93頁)とし、必要物資が困窮するなかでも、山高生らのため「飽くまでも唯一とすちに校友諸兄の便宜のため…その線に副ふやうに奮励努力する」と、決意を表明している。しかし、同号収録の短歌(級友は予備学生に志願し行き我ら黙々と鉱石を運ぶ、灯火管割の厳しき宵の空にして鴉の声の遠ざかり行く)にあるとおり、山高生らを巻き込む戦局は悪化していくのであった。

逸話と世評で綴る女子教育史(63)

—明治天皇の御巡幸と「教学大旨」—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

明治のはじめ、新政府の教育教化の担当部署は文部省と教部省の二つであった。文部省は政府の大方針である文明開化を担当するもので大学・中学校・小学校をつくり、国民を開化に導くことを任務とする。そのため教育内容は徹底的に西洋の科学技術を学ばせようとした。ために国民の道徳とか思想には一切かかわらないようにした。その道徳や思想の教化を担当するのが教部省で前回述べたようにはじめ神官による宣教師、次いで僧侶・神官連携の教導職であった。岩倉使節団が米欧をまわった時、各国からキリシタン弾圧をなじられ、苦境に陥ってキリスト教を解禁した。信仰の怖さを知ったのである。したがって学校教育では道徳・思想を扱わせなかった。しかし、明治10年頃を境に教導職の失敗が明らかになり、「学制」の学校制度も思うようにできなくなってくると知識の教育は文部省と学校、道徳・教化は教部省と神官・僧侶という住み分けができなくなった。道徳教育も学校でやらなければならないという考えが起ってくる。何人かの知識人がそれを言い始めたが、明治天皇がそれを発言したのである。

近世の天皇は京都の御所からほとんど一歩も外へ出なかったが、この殻を破って日本中を旅行しはじめたのは明治天皇である。明治維新の時、政府は日本で一番偉いのは天皇で徳川様ではないのだぞと何回も宣言した。民衆は“はい、わかりました”とお辞儀をしたが、心の底では在地の殿様のほうが偉いと思っていた。江戸っ子は後々まで“おいらは徳川様の家来だ”と威張っていた。政府首脳はそうした実態を感じていたから、明治9年頃から御巡幸と称する天皇顔見せの国内大旅行を行うようになった。これまでの天皇は女性のように髪を結びおしろいをつけていたが、明治天皇は断髪して口もとと顎にひげをのばし、ヨーロッパの君主のように軍服を着た。政府首脳が演出したことだが、天皇も喜んで応じた

ようである。生涯、人前では軍服姿であった。父君の孝明天皇のように西洋人を見ただけで青くなったり毛嫌いしたりする神経でなく、新しいものに関心を持つ聡明な若者だったようである。

明治11年8月から11月までの天皇御巡幸は東山、北陸・東海地方を巡る大旅行であった。供奉する政府要人300人余、警護の巡查400人余、金沢では旧藩主前田齊泰が数日前、東京から帰沢してうやうやしく出迎えた。金沢市民は“やっぱり天皇の方が偉いんだ”と思ったことであろう。この頃のご巡幸にはある宿題が与えられていた。それは漸く上向きになりかけた勤業場と学校の視察である。金沢では師範学校に行幸し化学の実験を見られたが、二人の生徒が英語でこれを説明したので、天皇は日本語でやれと命じた(『石川県史4』)

この御巡幸が終わった後、侍講(天皇の教育係)元田永孚が天皇のご意向を謹記したという「教学大旨」が要路の高官に提出された。

「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラズ…」ではじまるこの文は

- ① これまでの西洋の知識を学ぶ教育はまちがいである。
- ② これからは日本古来の君臣父子の道德たる仁義忠孝を明らかにしなければならない。
- ③ その道德教育は孔子の学、即ち儒学を主とせよ

という主張に要約できる。明らかにこれまでの文明開化、それにのっと



明治天皇、グラント將軍と対話
聖徳記念絵画館蔵

った「学制」の知育偏重、西洋模倣に反対するものであった。元田永孚は熊本藩の儒者で明治4年から天皇の侍講になった。侍講には国学者の福羽美静や洋学者の加藤弘之もいて和漢洋三学のバランスをとっていたが、福羽も加藤も元老院に転出したので青年明治天皇の学問指導は主に元田によって行われたのである。元田の手によって書かれたものであるから「教学大旨」を元田の思想として取り扱う向きもあるが、私はそうは思わない。明治天皇はこの時27歳になっている。16歳で即位してから十数年、その間、朝廷を取り巻く各界の俊才から助言を受け、適切な対応をとっている。以前の天皇のようにつまらぬしきたりから解き離されているから発想が自由である。このあと、アメリカ北軍の総大将で第18代の大統領になったグラント将軍が天皇に謁見された時、群臣が固唾を飲んで見守る中、明治天皇は平然と握手した。これまで天皇が公の場で握手した記録はなく、まして外国人との握手など宮庭人の考え及ばぬことであったからみな仰天したのである。その後、天皇は宿舎の浜離宮にグラント将軍を訊ね、アメリカの代議制度を聞いている。その絵は明治絵画館に飾られている。そうかと思うと同じ頃、三条実美に西洋の学校のことはばかり研究しないで日本の旧藩校や私塾寺子屋を調べたらどうかとも述べている。これが『日本教育史資料』編纂の発端になった。漸く30歳に近付いた明治天皇は自立してものを考え、しかもバランスのとれた思考のできる君主に成長していたのである。

「教学大旨」は反響を呼んだ。真先に異議を唱えたのは西郷・木戸・大久保の三傑なきあと政府の実権を握りはじめた伊藤博文である。伊藤は反駁文^{はんぱく}「教育議」を上奏した。その要旨は①現在の風俗の乱れは開国と維新兵乱の余波で教育の責任ではない。②儒教道徳を国教にするのは反対である。③もっと科学技術の教育を推進しなければならぬというものである。これを契機に学者・思想家が主張しはじめた。例えば福沢諭吉は“一身独立して一国独立す”という自主独立が道徳の根幹と主張（『徳育如何』）、加藤弘之は“神儒仏とキリスト教各派が各学校で自由に道徳を教えればよい。生徒は自由に選択する。各派が競うから安あがりて済む（『徳育方法論』）”。森有礼は“儒教も宗教主義も反対、西

洋近代市民倫理を基礎にせよ”。（「自他併立論」）。西村茂樹は“儒教を中心に西洋哲学を加え、皇室が道德教育を担当せよ”（「日本道德論」）というように百家鳴騷の観を呈したのである。

ある歴史家はこの状況を“思想の混乱”と一括するだろう。またある政治家はこの状況を憂えて思想の統一を望むだろう。しかし私はこの状況を稀にみる日本史上健康な時代であったと思う。たとえ元田の影響があったにせよ明治天皇の意向とされる「教学大旨」に対し、真向から反対を唱えた伊藤博文の態度など、天皇制が確立した明治末期以後には考えられぬことである。その伊藤博文らの努力によって不磨の大典といわれる大日本帝国憲法がつくられ、元田永孚が一枚かんで教育勅語が成立し、天皇制が強固にきづかれて、国民も天皇も窮屈な想いに呻吟せねばなくなるのである。

参考文献 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』

海後宗臣『教育勅語成立史の研究』

佐々木克『日本近代の出発』

木村毅『明治天皇』 木村毅『文明開化』

学校資料の教材化を模索して⑦

－「学校日誌」の教材化を事例に－

はった ともかず

八田 友和(クラーク記念国際高等学校)

1、はじめに

2018(平成30)年に文部科学省が告示した『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説(以下、『新指導要領－地歴編－』)』の歴史総合において、「日本や世界の様々な地域の人々の歴史的な営みの痕跡や記録である遺物、文書、画像などの資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動行うこと」の重要性が明記された。¹⁾ここでいう「遺物、文書、画像などの資料」は、“遺跡・遺構、碑文、日記、手紙、新聞・雑誌などの様々な文書、著述、文学・芸術作品、風刺画、ポスター、写真、映像、口述記録(オーラルヒストリー)”をはじめとした様々な歴史資料を意味しており、多様な歴史資料を活用することの重要性を読み取ることができる。²⁾

それを受け本研究では、様々な歴史資料のうち“学校日誌”を事例に教材化および授業モデルの開発を行ったため、整理・提示する。

2、教材としての学校日誌

学校日誌は、管理職に任された重要な書類の1つで、児童・生徒や職員の動静を毎日記録していくものである。法令的には、学校教育法で定められた、出勤簿や出席簿と同様に、学校で備えておかねばならない表簿の1つとされており、5年間の保存義務がある。日誌の内容としては、児童・生徒の在籍数、出欠数を男女別、学年別にまとめられており、職員の動静についても、病休、公休の記録のほか、出張や郊外勤務の記録も残されている。ここから学校日誌は、その当時の学校の様子を如実に表した資料といえる。よって、学校日誌というフィルターを通して、当時の社会情勢も垣間見ることが可能であろう。

例えば、戦時中に書かれた学校日誌を複数取り上げ、“学校行事や訓練の内

容、空襲、疎開”といったキーワードを抽出し、比較することで、日本が戦争に突入したあと、少しずつ劣勢になり、終戦を迎える様子を読み取ることができるのではないだろうか。

3、指導案

導入：(出欠確認後、学校日誌を提示しながら)さきほどの出欠記録が学校日誌に記録されて、学校で保管されることを伝える。

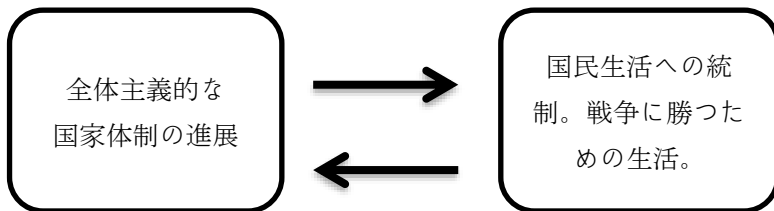
展開①：70年前の学校日誌(コピー含)を提示し、どのような記事が書かれているか、考えさせる。

- ・戦争中の出来事
- ・学校での生活 / 子どもたちの普段の生活

長期に及ぶ戦争は、国民生活にどのような影響をもたらしたのだろうか

展開②：予想にかえて、グループ毎に調べ学習を行い、戦争が国民生活に与えた影響について考察させる。

- ・物は配給制で、自由に買うことができなくなった。
- ・貴金属類が国に回収された。
- ・戦争に勝つための生活に一変させた。



まとめ：今日の授業で学んだことをワークシートにまとめよう。

4. 考察

本研究の成果として、次の二点が挙げられる。

第一に、意味や意義、関係性を考察するための課題を提示している点である。提案した授業モデルでは、中心発問として「長期に及ぶ戦争は国民生活にどのような影響をもたらしたのだろうか」を設定している。戦争という国家的・対外的な事象と、学校日誌に見られる国民生活を関係させることで、国内において国民生活への統制が強まり、全体主義的な国家体制が進展していく様子を多面的・多角的に理解することを目指すことができた。

第二に、比較的汎用性のある授業モデルを提示できた点である。学校日誌は現在も活用されているため、阪神淡路大震災や東日本大震災といった、頻発する大震災に着目させることで、大震災前後を比較した対応や復興の推移についても、学校日誌を手掛かりに学習活動を行うことが可能であろう。

5. さいごに

本稿では、学校日誌を事例に学校資料の教材化について模索を行った。学校日誌は、生徒が記録を残した点から、作画的な記述は少なく、比較的ありのままの歴史が記録されている点で貴重な資料といえるであろう。しかし、個人情報が含まれている点や生徒が執筆している点から、内容については慎重に取り扱い、活用を模索していく必要がある。

なお本稿は、『みんなで活かせる!学校資料』(村野正景・和崎光太郎編)に掲載した指導案に加筆・修正を行ったものである。

【註】

- 1) 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説—地理歴史編—』p.138
より引用
- 2) 前掲書 p.138より

【参考文献】

- ・八田友和2018『物質資料の変遷から社会構造を認識する中学校社会科授業開発』兵庫教育大学大学院学位論文
- ・村野正景・和崎光太郎(編)2019『みんなて活かせる!学校資料』京都市学校歴史博物館
- ・吉村文成2010『戦争時代の子どもたち—瀬田国民学校五年智組の学級日誌より—』岩波書店
- ・文部科学省2019『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説—地理歴史編—』東洋館出版社

明治後期に興った女子の専門学校(18)

明治前期の医学教育事情

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

江戸時代は医師の資格や業務についてなんらの規制がなかった。親から子への伝授や徒弟制度の中で養成され、自由に看板を掲げることができ、漢方医学が主流であった。しかし、19世紀半ばに天然痘、腸チフス、赤痢などの伝染病が流行し、幕府は西洋医学の必要性を痛感した。安政2(1855)年、長崎に海軍伝習所を開設。2年後、オランダから海軍軍医ポンペが招聘され、学生たちに西洋医学を講義した。その翌年、清国(現中国)から長崎に入港した米艦ミシシッピー号によってコレラが上陸。長崎から江戸まで蔓延し、数万の死者が出た。ポンペは病院の建設を急ぎ、患者の治療と臨床教育が重要であると建言した。翌年長崎に洋学の医学伝習所が設けられた。

江戸では蘭方医師たちが幕府の許可を得て、神田お玉ヶ池に天然痘の予防接種を行う「種痘所」を開設し、西洋医学の研究も始めた。種痘所は、万延元(1860)年、幕府直轄の西洋医学所となり、文久3(1863)年、医学所と改めた。

幕末に来日したイギリス公使館付医官ウィリアム・ウィリスが、慶應4(1868)年1月から始まった戊辰戦争で、銃砲傷者の治療に大きな功績をあげた。6月、明治新政府は、旧幕府の医学所を接收して医学校とした。7月、横浜の仮軍事病院を東京下谷に移して大病院と称し、医学校を付属とした。明治2年1月、ウィリスによりイギリス医学教育が始まる。大学校、大学、大学東校と改変を重ね、3年7月には東校と称することになる。

政府は、明治2年1月、相良知安(旧佐賀藩医)と岩佐純あつし(旧福井藩医)を医学校取調御用掛に任じ、医学教育の改革を担当させた。11月、イギリス医学主流の医学校規則が成ったが、相良・岩佐はドイツ医学の採用を建言した。そのため政府は、12月、ウィリスを大学東校から追放し、ドイツ医学採用を決定した。4年8月、ドイツ陸軍軍医ミュルレル、海軍軍医ホフマン来日以後、軍医学校をモデルとしたドイツ医学が我が国医学教育の主流となった。

4年7月文部省が設置され、5年8月「学制」が發布された。全国を8大学区に区分し、東校は第一大学区医学校と改称。その後、東京医学校、東京大学医学部となる。

7年8月、文部省は「医制」を東京、京都、大阪の三府に通達した。医制は、前年欧米の医事制度を視察した長与専齋が76カ条にまとめたものである。医学教育について、各大学区に医学校一所を置き病院を付属させるという計画であるが、当分医学校は東京、長崎に設け、その他は漸次設立するとした。



長与専齋

8年2月、文部省は、医術開業試験の実施及び開業免許事務手続きを三府に通達した。新たに医術開業を行う者は、物理学・化学、解剖学、生理学、病理学、薬剤学、内科・外科の試験を受け、その成績に基づいて開業免状を受け、開業できるとした。但し、従来開業の医師は試験を必要とせず開業免状を受け、開業できるとした。これにより、約2万7,500人(明治7年の時点)と圧倒的に多い漢方医師の反発がとりあえず落ち着いた。6月、医術開業試験等の衛生行政が内務省に移管され、9年1月、衛生局と改められた。長与専齋が衛生局長となり、以後15年7カ月の長期にわたって務める。

11年には、医術開業試験がほとんど全国で実施された。しかし、地方によってかなりの相違が生じたため、12年2月、「医師試験規則」が制定され、全国的に統一した。同規則で、官立大学及び欧米諸国の大学校卒業者は無試験とした。この時点で該当する国内の医学校は、東京大学医学部のみであった。

13年12月「教育令」改正。第7条の「専門学校ハ専門一科の學術ヲ授クル所トス」による専門学校として、具体化されたのが15年の「医学校通則」である。甲種医学校は、初等中学卒業以上の学力を有する者を入学させ、修業年限4年以上、無試験で医術開業免許状が下付される。但し、3名以上の医学士を必要とした。この時点で医学士の称号が与えられるのは東京大学医学部卒業生のみであった。乙種医学校は、入学資格は甲種と同様、修業年限3年、医学士1名を必要とし、医術開業試験に合格しなければならなかった。東京大学医学部を頂点にすべての医学校を傘下に置こうとする政府の意図が明白である。

16年10月、「医師免許規則」「医術開業試験規則」が制定された。医師は、医術開業試験を受け、内務卿より開業免状を受けた者。但し、この規則以前に受けた医術開業の證は有効とした。医術開業試験は、前期〔物理学・化学・解剖学・生理学〕、後期〔外科学・内科学・薬物学・眼科学・産科学・臨床実験〕とした。前期試験は1ヶ年半以上、後期試験はさらに1ヶ年半以上修業した者でなければ受けることができない。落第した者は半年後でなければ再受験できない。前期試験手数料3円。後期5円。この「医師免許規則」は39年に「医師法」が制定されるまで続いた。

19年3月、「帝国大学令」が公布され、東京大学は唯一の帝国大学となり、4年制の帝国大学医科大学は近代医学教育の中核となった。同年4月に公布された「中学校令」において、官立の高等中学校が全国を5区に分けて各区に1校設置され、医学部を設けることができるとされた。20年8月から9月にかけて、

仙台、岡山、金沢、長崎、千葉に設置された。修業年限は4年で各地方の最高学府となる。一方で、同年8月、勅令を発し、「府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ず」として、公立医学校を財政面から廃校に追い込んだ。そして、廃校になった県立医学校の校舎病院器具などを、五つの官立高等中学校医学部の設置に充てた。この措置で授業料や地方税以外の収入で維持できたのは、京都府、大阪府、愛知県の三医学校のみであった。そのため19年には公立医学校が18校、私立医学校が4校あったが、23年には公立医学校が3校に激減した。明治前期の私立医学校の代表的なものは済生学舎、春雨巒(後の私立熊本医学校)、成医会講習所(後の成医学校・東京慈恵会医院医学校)などであった。

医師になるには、帝国大学医科大学か、官立の高等中学校医学部か、公私立の医学校かで学ぶしか道はなかった。しかも官公立は女子に門戸を開いておらず、私立もわずかに済生学舎だけが女子を受け入れていた。鷲山弥生(吉岡弥生の旧姓)が済生学舎に入学した24年ごろの医学教育事情はこのような状況であった。

参考文献

『医制百年史』厚生省

『学制百年史』文部省

『日本医科大学の歴史』日本医科大学史編纂委員会

『東京女子医科大学小史』一六十五年の歩み 三上昭美著

戦後生徒会活動成立史の研究 ⑨ —「特別教育計画の組織と管理」における生徒会論(1)—

いのまた だいき

猪股 大輝(東京大学大学院)

前稿までの整理

前稿では、1949年4月発刊の『新制中学校・高等学校 望ましい運営の指針』について、そこに見られる生徒会論を概観した。前稿で述べた通り、同書における生徒会論は、基本的には『新しい中学校の手引』の内容と類似するものであったが、「生徒会活動の行き過ぎに対する警戒」を背景に、具体的にどのような生徒会活動を行うべきかに関する記述に変化が生じていることを指摘した。

本稿では、以上二著作の分析に続けて、1949年7月に文部省初等中等教育局から発刊された『中学校・高等学校の生徒指導』に附録として収録された「特別教育活動の計画の組織と管理」における生徒会論を扱う。なお、同稿は1950年3月に文部省初等中等教育局から発刊された『中学校・高等学校管理の手引』の第十章「特別教育計画の組織と管理」にはほぼ同様の内容で再録されている。本稿では資料入手の都合から『管理の手引』に所収されたものを利用して議論を進める。

「特別教育計画の組織と管理」の成立過程について

「特別教育計画の組織と管理」の成立過程や、ほぼ同文の原稿が二つの文部省著作に相次いで収録された経緯については、なお詳細な研究が待たれる現状であるが、本稿では、この点に関する参考資料として、同原稿作成の始点に位置すると思われる資料を紹介したい。

その資料とは、1947年8月30日～9月4日までのCI&E 中等教育系の週間報告である。この週間報告には、「今週、来年【=1948年】までに中等学校の教員および管理者向けに発刊されるシリーズのプランを作成した」ことが報告され、

続けて、計画された刊行物の一覧が提示されている。この一覧を確認してみると、後の『中学校・高等学校の生徒指導』につながると考えられる“Handbook on Guidance in Secondary Schools”(「中等学校におけるガイダンスの手引」)や、“The Psychology of Adolescence”(「青年心理学」)¹、後の『中学校・高等学校管理の手引』につながるとされる“The Administration of Secondary Schools”(「中等学校の学校管理」)などと並んで、次のような項目が挙げられていることを確認することができる。

生徒活動プログラム(学級外課程活動、例えば生徒自治会、クラブ、集会、陸上クラブなど)²

未だ研究途上であるため確定的なことは言えないが、現時点で、論者は、この「生徒活動プログラム」の結実こそ、「特別教育計画の組織と管理」であると考えている。実際、同原稿の内容は、同時期に発刊された各文部省著作で論じられた特別教育活動論の中で最も充実した内容を含んでおり、特別教育活動の課程化論から始められ、目的論、歴史的な位置づけ、具体的な活動論に至るまで、包括的な議論を展開しているのである。

また、上述の週間報告では、一連の刊行物の作成について「1948年9月までにはすべての計画を終えるつもりでいる」としていることも注目に値する。実際の個別資料の作成計画について、確定的なことは言えないが、この期限設定に概ね従って、作成が進められた可能性が高い。傍証として、この計画の中で作成されたと考えられる『新しい中学校の手引』の刊行が1948年9月に一旦文部省通達で告知されていること³、また、同じく同計画の中で作成されたと考えられる『新制中学校・高等学校 望ましい運営の指針』内には、再三にわたって、1948年発刊の資料として『新制中学校の手引』、『新制中学校、新制高等学校生徒指導の手引』、『新制中学校、新制高等学校管理の手引』などが「参考書」としてあげられていること、などがある。

以上のような分析を基にしてみると、同原稿が、2つの文部省著作に相次いで収録された経緯についても、次のような仮説をたてることができる。すなわち、1948年9月ごろまでに、1947年8月に計画された文部省著作のシリーズは概ね完成していたものの、何らかの事情により、これらの著作の刊行が相次いで遅れた。特別教育活動については、1949年5月の発学261号⁴で正式に課程内に位置づけられたにも関わらず、同活動について詳細に記した「特別教育課程の組織と計画」を含む『中学校・高等学校管理の手引』の刊行の遅れが同時点で決定されていた。ゆえに、1949年7月刊行の『中学校・高等学校の生徒指導』に「附録」として所収した、と考えられないだろうか。

いずれにせよ、本稿の進行上、重要な点は、「特別教育計画の組織と管理」が、同時期の文部省著作における最も充実した特別教育活動論であり、同時に、最も充実した生徒会論を含んでいる、という点にある。原稿の内容は全73頁にわたる豊富なものであるため、本連載では、以降数回を使い、順に同書の特別教育活動論・生徒会論を概観していきたい。

「特別教育計画の組織と管理」の理論①：課程化論

「特別教育計画の組織と管理」は、その冒頭において、「課外活動から特別教育活動へ」と題し、表題のような名称変更の意義を論じようとする。同稿によれば、「新教育とは『全人教育』」であり、ゆえに「教育とは知的な方面の学習にのみ関すべき」ものではなく、むしろ、「生徒が知的に、身体的に、情緒的に、社会的に、職業的に、成長発達すること」を目指すものである。こうした教育を達成するためには、既存の教科学習のみならず、過去において「正課に入らない」ものとして、「余分な、または附加的な『虚飾』と考えられたり、または望ましいことではあるが絶対的に必要なものとは考えられていなかった」ような「諸活動を、真に課外活動から、正課の一部に移」し、積極的に取り組む必要がある。そして、「課外活動」から、「特別教育課程」への名称変更は、まさに、こうした諸活動が「教科課程内で占める位置を、一そう正確に説明するため」⁵になされるべきである、とする。

こうした説明は、本連載で以前取り上げた『新しい中学校の手引』における説明とほぼ同意であるが、『新しい中学校の手引』が、新制中学校を対象とした記述であることを勘案すると、新制高等学校をも対象として、改めてこの方針が示された部分であると考えられる。

「特別教育計画の組織と管理」の理論②：特別教育活動の目的論

以上のように、新教育の理念たる全人教育を実現することが、同稿における特別教育活動の第一の目的として、取り上げられている。同稿では、続けて、新教育における全人的発達の具体的内容について概観するが、その中で特に比重をかけて語られるのが、「生徒を民主的國家における有能な公民となるように訓練しようとする学校の機能」についてである。同稿は、こうした機能を達成するために、特別教育活動は絶対的に必要であると続ける。

では、なぜ、特別教育活動がこのような公民育成のために不可欠なものと位置づけられているのか。また、諸活動を通じて、どのような公民の育成が期待されていたのか。

前者の問いに対する答えは、本連載でも確認してきた、戦後初期の公民教育構想以来、一貫した論理をとっている。すなわち、有能な公民としての生き方もまた、「自ら実践することによって、やり方を覚える」ものであるために、この「自ら実践する」ことを重視する特別教育活動は、公民育成にとって必要不可欠なものであると述べられている。

では、後者の問い、すなわち、ここで特に育成が期待されている「公民」とは一体どのような存在であるか。同稿では、この点について詳述していないものの、この「公民」の性質として、次のように言及をしている点は興味深い。

もし生徒が個人的な成長を遂げ、民主的社會において有効な指導力と服従の精神を発達させるのに必要な能力を養うためには、学校において生活の民主的方法を実際に練習しなければならない。

上述の引用の裏を返せば、学校における「生活の民主的方法」の実際の「練習」をもって養われるべきは、「民主的社会」における「有効な指導力と服従の精神」である、と読める。この精神は、同稿によれば、「生徒が学校における指導者として備えるべき一定の資格を念頭において、彼らの指導者を選ぶことを学ぶこと」によって、あるいは、「学校において責任をもつことを習う」⁶ことによって、養われるものである。

このような説明は、『新しい中学校の手引』においても一部の項目ですで見られていたが、同稿では、特に特別教育活動を通じて学ばれるべき精神として、述べられている点は注目に値する。

「特別教育計画の組織と管理」の理論③：活動の限界と指導の理論

同稿では、以上のような目的を達成するために、『新制中学校・高等学校望ましい運営の指針』と同様、「よい公民をつくるこれらの資格は、生徒が学校管理に真に参加することによってのみ、得られるものである」として、生徒に対して「ある程度の責任と権限をもたせ」ることを提案する。

一方、これも『指針』における記述と同様、こうした活動の範囲は「はっきり限定され」るべきであり、「生徒の『自治権』の議論は決して好まれるものではない」とするなど、特別教育活動の限界に対する留意も行っている。また、こうした意義を徹底するために、次のような記述が存在することも興味深い。

「生徒自治」という言葉は、誤解と誤用のおそれがあるので、決して用いるべきものではなく、「生徒の学校の問題への参加」という言葉の方がよい。

以上の論理は、後の、1951年学習指導要領における生徒会への言及にも引き継がれる。すなわち、同指導要領では、「この生徒会は、生徒自治会と呼ばれることがあるが、生徒自治会というときは学校長の権限から離れて独自の権限

があるかのように誤解されるから、このことばを避けて生徒会と呼ぶほうがよいと思われる。⁷⁾として、「生徒会」という名称を取るべき事由として取り上げられているのである。

また、こうした活動の範囲規定に関する諸言及に続いて、教職員、ならびに校長がいかに関与すべきかに関して、詳細に言及がなされる。特徴的な言及を要約して抜き出せば以下の通り。

- ・学校の特別教育活動の計画は、校長が全責任を負うべきであるが、計画の進行にあたっては、生徒に最大限の創始性を発揮させる措置をとるべき。
- ・特別教育活動の組織に定型的な型は存在せず、個別の生活と必要とから発展させるべき。
- ・特別教育活動の計画は、すべての生徒が参加できるような方法でたてられるべき。
- ・特別教育活動は、教師によって指導され、援助されるべきだが、支配されるべきではない。過度の指導は生徒の自発性と興味とを破壊する。
- ・職員は、過去の活動例や、優秀な実際活動を最高度に利用すべきだが、もはや中学校・高等学校の目的にそわない事からは、ちゅうちょせずに除外すべき⁸⁾。

以上の言及からも明らかな通り、同稿において、特別教育活動は、生徒の自発性や興味を基盤としながら、精力的に取り組まれるべきことが強調されている一方、活動の範囲・内容については、常に教職員や校長が関与することが前提となっている。

こうした認識は、『新しい中学校の手引』や『望ましい運営の指針』においても繰り返し示されてきたものだが、以上のごとく、詳細、かつ具体的に示されたのは、同稿が最初であった、と言える。

おわりに

以上では、『中学校・高等学校の生徒指導』並びに、『中学校・高等学校管理の手引』に所収された詳細な特別教育活動論「特別教育（活動の）計画の組織と管理」の成立過程と、同稿の内容の一端を紹介した。上記からも明らかな通り、同稿の内容は極めて豊富、かつ具体的であり、同時期の文部省著作の中で最も充実した特別教育活動論であるということが出来る。

次稿では、本稿の内容に引き続き、同稿が「過去および現在における生徒活動計画の分析」として、過去の中等学校における校友会などによる課外活動を具体的に批判し、戦後の特別教育活動の特徴を論じている箇所について確認する予定である。これにより、本連載ではあまり言及してこなかった、戦前校友会と、戦後の特別教育活動一特に「生徒会」一との相違がより具体的に明らかになるだろう。

注

-
- ¹ 完成配本された『中学校・高等学校の生徒指導』（文部省初等中等教育局、1949年）の「はじめに」には、同書を作成するための委員会が1947年（「昭和22年」）に組織されたこと、また、同書の原稿となる委員会からの報告書が、1949年（「昭和24年」）4月には提出されていたが、「種々の事情があって、刊行がおくれたことは遺憾」と記されている。本文中でも指摘したとおり、一連の刊行物の作成は「1948年9月」に一旦完了されることとなっていたが、何らかの事情により、報告書作成や発刊手続きの遅延が発生したものと考えられる。
 - ² “Weekly Reports - CI&E”, 5 September 1947. *GHQ/SCAP Records*, CIE(C)07112. なお引用文の原文は以下の通り。

“The Student Activity Program (Out-of-classroom curricular activities, such as student government, student clubs, assemblies, athletics, etc.)”

- 3 福島県教育センター(1972),『福島県教育史編さん資料 第6集 教育関係例規(昭和22・23年)』, 福島県教育委員会, p.347.
- 4 「「新制中学校の教科と時間数」の改正について」, 日本職業指導協会(1949), 『職業指導』, 22(7):8-10.
- 5 文部省(1950), 『中学校・高等学校管理の手引』, 教育問題調査所, pp.178-179.
- 6 同前, pp.182-183.
- 7 文部省(1951), 『学習指導要領一般編(試案)』
- 8 文部省(1950), 前掲書, pp.184-188.

「遠隔授業」準備メモ

とみおか まさる

富岡 勝(近畿大学)

はじめに

周知のように、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐって、学校教育は休校や授業休止など、さまざまな対応策が求められる状況となってきた。近代日本教育の歴史の中でも、2020年は重要な年として記録されるだろうと思われる。

大学においても、従来のような教室での対面式授業ができない場合に、「オンライン授業」「インターネット授業」などの「遠隔授業」で補うことが期待されつつある。

最近、インターネット上で音声と映像のミーティングができるサービス(「ZOOM」など)のことをよく耳にする。読者のなかには、「今年の3月は学会の役員会や研究会をZOOMで実施した」という人もいるかもしれない。こうしたオンラインのサービスを「遠隔授業」で利用すれば、教員が話す内容が自宅にいる受講者に中継され、学生からもすぐ質問したり意見を述べたりできるらしい。

しかし、全国の大学のすべての授業が、今年から一斉に、そうした形態で実施できるのだろうか？ 教員の「遠隔授業」のスキル、授業準備、機材の確保、インターネット回線使用料などの面で課題は非常に多く、私自身も含めて「どうしたものか」と思っている。

本稿では、文部科学省による「遠隔授業」という言葉の定義を改めて確認した上で、「同時双方向型」に比べていくらかは実現可能性が高いと思われる「課題提出型」の「遠隔授業」について、私なりに考えていることを少し書いてみたい。そうすることで、自分のアタマの中を整理するとともに、みなさんからのアドバイスをいただきたいと願っている。

文科省の定義する「遠隔授業」

無用な混乱を避けるうえで、文科省の「遠隔授業」に関する定義を改めて確認しておくおとは重要だと考える。

まず、1956年に制定され、何度も改正されている大学設置基準では、現在、大学の授業の方法について、次のように定められている（下線は富岡による。以下同じ）。

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

この「多様なメディアを高度に利用」して「教室等以外で履修させる」授業とはどのようなものなのか。

それについては、まず、1998年（平成10年）3月31日の文科省通知、「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」において、次のように示されている。

メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に

教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。

⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

この通知は、衛星通信などを使った中継によって、通常の対面授業に近い「同時双方向型」の「遠隔授業」を実施することを想定しているといえるだろう。この通知が出された20世紀の末ごろ、一部の大学で、他キャンパスや提携校の教室との間を中継する授業を行うため、大きなパラポラアンテナが設置されていたことを記憶している。

その後、「多様なメディアを高度に利用」して「教室等以外で履修させる」授業は、2001年（平成13年）3月30日付通知「大学設置基準の一部を改正する省令等の施行等について」によって、次のように「遠隔授業」の内容幅が広がられている。以下、少々長くなるが、重要な内容なので引用する。

インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものである、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学

生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

この通知によって、21世紀のインターネットを活用した「遠隔授業」では、

- 1) 毎回の教員・学生間のやりとりがあり、
- 2) 学生の意見交換の機会が保証されていて、
- 3) 対面授業に相当する教育効果が得られる、

という3条件をクリアしていれば、「同時かつ双方向」の同時中継方式ではなくても、「遠隔授業」として法令上、大学の正規の授業として認められるということになった（「遠隔授業」の単位数制限などの制約はある）。

無理のない形での「遠隔授業」を

同時中継方式の授業を全大学で全学生を対象に一斉に実施することは、機材や通信回線などの条件を考えると非常に難しいが、この3条件を満たした「遠隔授業」ということなら、かなり手間は増えてしまうが、何とかやれるかな、という気がしてきた。

例えば、筆者の勤務大学でも、学生の出欠や課題提出管理などを実施できるシステム（UNIPA、ユニバーサルパスポートと呼ばれる）がある。これを活用すれば、例えば以下のような手順で、小課題の提出を中心とした「遠隔授業」が実施できそうだ。

- 1) UNIPA を使って、その回の授業で取り組んでもらいたい小課題のテーマと留意点を学生に配信し、
- 2) 指定の日時まで学生から UNIPA を通じて提出された課題を見て、全体講評を書く。
- 3) さらに、学生からの代表的な意見をコメントを加えながら紹介して、学生に意見を求める（次の授業の課題の一部となる）。

こうした「課題提出型」であれば、「同時・双方向型」の実施条件を揃えられなくても、教員と学生との間のやりとりも、学生同士の意見交換をある程度実現させた「遠隔授業」を実現できるのではないだろうか。

また、UNIPA のようなオンラインシステムがなくても、それほど人数が多くなければ、メール、ファックスや郵便による代替も可能だろう。

スライドに音声を入れた動画

このように「同時かつ双方向」以外の方法でも「遠隔授業」は実施できると思われるので、「遠隔授業」は必ず動画を必要とするわけではないだろう。

ただ、説明の都合上、動画を作っておきたいという場合もあるかもしれない。そうした場合には、以下のような方法でスライドに音声を入れた動画を、比較的手軽な方法で作成することができるので、おまけとして紹介したい。

勤務先で、教職課程のガイダンスを動画で実施するために、筆者が最近試している方法である。

1) マイクロソフト社のスライド作成ソフトである PowerPoint で授業資料のスライドを作成する。

2) PowerPoint の「挿入」のメニューから「メディア」→「オーディオ」→「オーディオの録音」を選び、音声を入れる。ノートパソコンならマイクが付いているので、そのまま録音できる(図1を参照)。

IC レコーダーなどをつかって録音し、音声ファイルを「オーディオ」→「このコンピュータ上のオーディオ」から音声ファイルを選択して埋め込んでもよい。

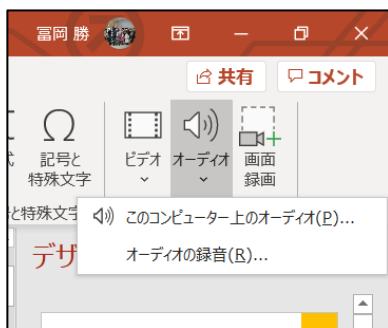
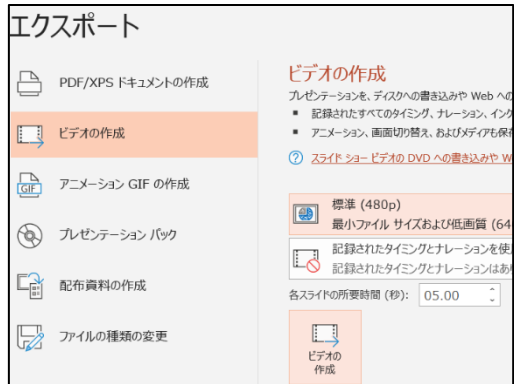


図1 PowerPoint でオーディオの録音をする画面

3) 「ファイル」のメニューから「エクスポート」→「ビデオの作成」→「ビデオの作成」と操作していけば、動画ファイル（MP4という一般的な形式の動画）が出来上がる。



4) 出来上がった動画は、Youtube からアップすることが出来る。アップする

ときに「公開」ではなく、「限定公開」(そのファイルの URL を知っている人だけが視聴できる)を選べば、あらかじめ URL をメールなどで伝えた学生だけが視聴できるということになる。

図2 PowerPoint でビデオ (動画) を作成する画面

何とか無事に「遠隔授業」期間を切り抜けたと思っている。

体験的文献紹介(11)

—河野通禰太編述『私学の源流』—

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

河野先生との対談原稿をまとめて先生に謹呈してから半年ほどたった頃、1957年の暮だったと思う。ある日、先生に呼ばれてお宅にうかがうと一人の老人が端座している。先生が言うには“この人は三浦藤作という教育評論家であるが、これから二人で日本の私学の意義について書き残そうと思う。主に明治以後の私学のことを書きたいのだが、それには明治以前からの私学の歴史を知らねばならない。ついては君は教育史を専攻しているから、私学の歴史を二人に教えてはくれまいか”大方こんな趣旨であった。さあ困った。二人の大家の前で若僧の私が教育史の講義などできるものではない。しかし二人の先生が真剣に聴くので腹を据えて古代の別曹や綜芸種智院のことを話し、律令による大学寮と国学が滅亡してから明治維新になるまで官学というものはなく、すべて私学だったことを話した。お二人は近世の私塾や寺子屋の知識はあったが、古代中世のことは全く知らなかったようである。興味を持たれて、これからその史料、文献を教えて貰いたいと言う。いよいよ窮したが、河野先生の頼みでは断われない。ここで三浦藤作先生について述べよう。

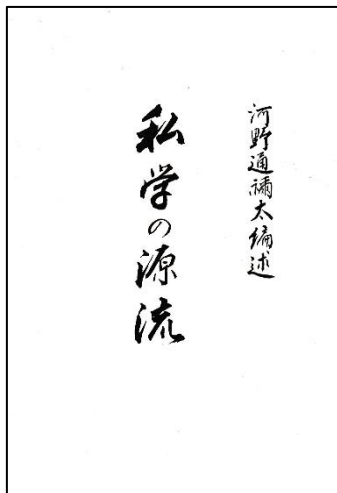
三浦先生は小学校卒業後、初等教員検定試験を受けて合格、愛知県の小学校の教員になった。教員をしながら早稲田大学の講義録で教育学を学び、25歳で上京。雑誌「帝国教育」の記者になった。その後、修身や法制経済の中学校教員資格をとり、やがて中等学校教員資格の文部省検定試験(文検)の指導者になり、それに必要な教科書を多く著わした。教育雑誌の編集も多く手がけている。戦後、この種の受験がなくなり、教育雑誌も変わってこの世界から足を洗った。しかし持前の健筆でいろいろな雑誌に書きまくった。花柳界のこともくわしいので、この頃はやりだした艶笑ものを書きまくって糊口をしのいでいた。当時、よく売れたのは昔のえらい坊さんや武士の艶ばなしを書いた『おんな日本史』である。

時々、河野先生の所に来ては世相を語っていたらしい。私は河野先生の懐の深さに驚いた。つい前の対談で226事件の発端になった相沢陸軍中佐の娘を預った縁故で陸軍右翼の総帥・荒木大将と昵懇だったことを知ったばかりであった。戦争中、共産党員をかくまったと言うし、交際の幅が広い。とにかく河野・三浦両先生に古代からの私学史の文献史料を探して持参する約束をした。

この書に拠ろうと考えたのは数日前、神田の古書店で求めた国民精神文化研究所編の『日本教育史資料書』全5巻である。この書は太平洋戦争が始まる前の1937年、国家総動員体制をつくるために教育をすべて日本化しようと再検討をはじめた日本教育通史である。日本教育の淵源を探ろうと記紀万葉から20世紀に至る教育文献を選抜し、その断簡を書き並べている。はじめのうちこそ肇国の精神だのと時流に阿おもねるが、中世では謡曲やお伽草子類から庶民の学びを抜き取っているし、近世では近松や西鶴などから町人の教育実態を引き抜いている。監修は東大教授吉田熊次で東大教育学教室と国民精神文化研究所の伏見猛弥、渡辺誠、藤田勲、平塚益徳、海後宗臣らが編集したものである。時代を上古・中古・中世・近世上・近世下・最近世の6部分に分け、各時代の資料を「教育の形態」「教育の理想」「教育の施設」「教育の内容」「教育の方法」という項目に当てはめて典型的に表示している。長文の中から項目に当る部分を切り取って羅列したのであるから“切り張り”の感はまぬがれないが、長文の原典を読まないで利用できる便利さがある。概論、概説を知るには格好の書物である。

私は古代では律令制の大学寮、国学と文章院をはじめ、弘文院、勸学院、学館院、奨学院等の貴族の別曹と庶民に門戸を開いた空海の綜芸種智院の史料である令義解や本朝文粹、江家次第、綜芸種智院式並序等、その他の必要部分を写して資料集をつくった。

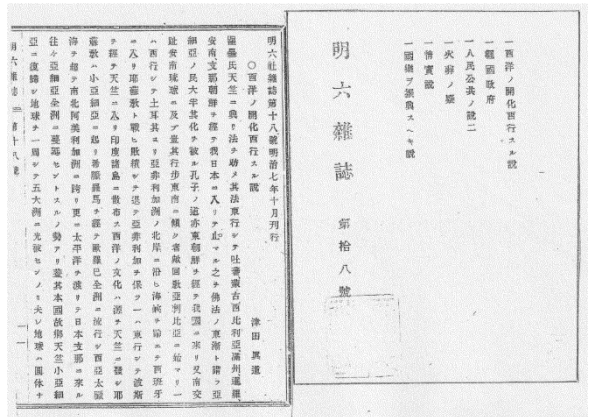
資料集はできたが、これだけみて古代の私学の意味がわかるだろうかという疑問がわいた。たまたまこれも神田の古書店で買った大久保利謙『日本の大学』のはじめに「上代の大学」として律令の大学寮や別曹や私学が書いてあるのを思い出して、この部分を要約して資料集と一緒に両先生に提出した。両先生は大変喜ばれて、次から資料・参考文献とともにレクチャーしろと命じられた。『日本教育史資料書』は各資料集の区切りごとに簡単な解説がつけてあるが、これがあまり面白くない。悩んだあげく思いついたのは土屋忠雄『日本教育史』である。土屋先生が日大文学部教育学科の教授になった1952年頃、日本教育史講義のテキストとして学内用に印刷したものらしい。装丁は悪いが内容は非常に高級である。例えば父が官位5位以上であれば嫡子庶子は20歳になると学業の成否にかかわらず官位につくことができるというおんい蔭位の制である。これがために律令の大学寮が崩壊したことを土屋先生は痛烈に述べている。私は土屋教育史の叙述を私の頭でこなし、古代中世までの私学史料をもとに両先生にお話申し上げた。そこは古典に読解力のある両先生である。忽ちまとめられて58年11月に河野通禰太編述『私学の源流』として出版された。



1958年11月、好学社より発行された『私学の源流』の表紙

三浦藤作先生も数年後に亡くなられるが、三浦先生のことを付け加えよう。先生が遊びにこいと言うので二回ばかり武蔵小金井の先生宅にうかがった。話の面白い先生で硬軟とり混ぜて話が尽きないが、時折、日本教育史研究について貴重な話をされた。一つは山梨県の現地資料をつかって私塾と郷校の調査をされたこと、私は託されてその原稿を原田実先生が主宰された東京都私立中学高等学校の私学教育研究所に寄贈した。もう一つは三浦先生著の『大正年間日

本教育史』(1929年刊)で新教育関係の学校を網羅している。先生の『哲学を根底としたる現代教育学説大綱』が文検受験者の必読書だったということは人伝てに聞いていたが、日本教育史にも造詣を持たれた三浦先生であった。「明六雑誌」から当時の教育論を引き出すと面白いよと「明六雑誌」のいく冊かを下さった。飄飄とした遊び人風の老人のようでしっかりした一人の教育史研究者を見た想いである。



追記 三浦藤作著作として『西洋倫理学史』『東洋倫理学史』『日本倫理学史』の3著が1926年、中興館から出版されていることをあとで知った。文検受験用(修身)参考書らしい。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

今回は、東威・合田純人（健康と温泉フォーラム）「国立大学温泉医学研究所の軌跡」『日本温泉気候物理医学会雑誌』82巻2号（2019年5月、48～52頁）を読んで、世界的にも温泉大国である我が国で、官立・国立系の温泉医学施設が、2018年の鹿児島大学霧島リハビリテーションセンターの本院統合を最後に消滅した、といます。これはまったく意外な驚きでした。1920年代半ばに、東京帝国大学医学部内に温泉気候物理医学を研究する内科物理療法学講座が開設された（1998年、内科再編成により、アレルギー・リウマチ内科へなる）ことに始まり、1930年代に入り、九州帝国大学温泉治療研究所を設立（2011年、九州大学病院別府病院となり、温泉医学研究部門は消滅）、北海道帝国大学医学部附属医院登別分院を開設（1996年、登別分院閉鎖）、県立鹿児島病院附属霧島温泉療養所を設立（1958年、鹿児島大学医学部附属医院霧島分院と改称、2018年、病院内の機能移転により、霧島リハビリテーションセンターの廃止）、岡山医科大学三朝温泉療養所を開設（2016年、三朝医療センターの廃止）、1940年代の半ばには、東北帝国大学医学部附属医院鳴子分院を開設（1994年、本院への統合により、医学部附属リハビリテーション医学研究施設の閉院）、1950年代初めには、群馬大学医学部附属医院草津分院並びに研究所を開設（2002年、閉院）した、という歴史が幕を閉じたよし。もちろん、国立系の学校や施設の財政削減というやむを得ない事情なのではと思いますが、少子高齢化のもと健康寿命の百年を唱える我が国にとって、地の利である天然の温泉資源を、国家戦略上でも有効活用してゆかない選択肢は絶対ない!と感じるのですが、果てさて門外漢の私の主張は的外れなのかな。（谷本）

『高校生活指導 18歳を市民に』（編集・発行：高生研）209号（2020年）所収の子安潤「高校新学習指導要領を校正に読む」のなかで、カリキュラム・マネジメントの問題点が考察されていた。高校学習指導要領には、「校長の方針の下」に「教職員が適切に役割を分担」してカリキュラム・マネジメントを進めることが書かれているが、子安は、「校長の方針」と「教職員の役割分」との間に矛盾が潜んでいると指摘する。統制的にカリキュラム・マネジメントが行われると、校長の意見が不適切な場合でも、教職員は分担された役割を果たすだけの存在となってしまう、校長の不適切な意見が通ってしまうことになる。なるほど、こうな

ってしまっては学校はうまくいかないかもしれない。耳障りのよい言葉に潜在する問題点を見逃さないことが重要だろう。(福岡)

会員消息

このレターの編集世話人の一員として、ときに読者のかたから、レター全体の感想などで嬉しい・声を直接うかがうこともままあります。場合によっては、各執筆者の皆さんに対して、それが自然と前向きなお仕事?の依頼へ繋がるということもあるかもしれません。そして、いっばうで執筆掲載されたレター原稿の全体的な感想として、ときに厳しいご批判やお叱りなどもいただくことも少なくないといえます。率直に言って、このレター自体は「刊行要項」(2015年6月)にもしっかりと明記されているとおり、あくまで「各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくこと」が目的な媒体であり、当然なことながら、執筆掲載されたレターの「記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆」することを前提としています。もちろん、記事の執筆掲載にあたっては「研究上の基本ルール」の順守などが、各執筆者には十分にもとめられている・といえます。そうであるならば、読者から万が一ご批判やお叱りといった声が挙がる場合には、「基本ルール」の順守などなんらかの点で、レターの執筆者として、結果として不十分なかたちとなっていないか?などと、冷静に反省できるのではないのでしょうか。その点のことも含めまわしてまいちど、私をはじめ各記事の執筆者諸氏には、レターへの投稿または掲載にあたり、本人の責任のもとよくご確認いただきたいとお願いいたします。

(谷本)

筆者の勤務する、クラーク記念国際高等学校芦屋キャンパスでは、2月～3月にかけて3回の卒業式を行う。1回目は“全日型コースの卒業式”、2回目は“通信型コースの卒業式”そして、3回目は芦屋キャンパスの校舎内にあるフリースクール(東京大志学園)の卒業式である。いずれの卒業式も盛大に開催することで、卒業生の門出を応援するとともに、お世話になった方々に感謝する機会としている。しかし、今年の卒業式は少し様相が異なりそうである。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行しているためだ。

来賓や中学校の先生、系列大学の学生や在校生を招いた大規模な式典から、卒業生・保護者のみが参加する小規模な式典になりそうである。今後の情勢を踏まえて、中止もあり得るだろう。せめて気持ちだけでも温かく卒業生を送り出したいと思っている。(八田)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、月初より国立国会図書館が休館に入ってしまった。国会図書館の資料を確認しつつ研究を進めようと思っていた矢先の休館で、かなり弱りましたが、状況を鑑みるとやむを得ないと思います。一日もはやく正常に戻ることを祈念しつつ、私も手洗い・うがい・咳エチケットに気をつけて、日々を過ごそうと思っています。(猪股)

前号のコラムで書いたばかりだが、大学入試センター試験も終わり、大学入試制度はまさに変わろうとしている。入学試験や予備校の歴史なんぞというものを研究している者からすると、意外なほどに入学試験というものは、正確に認識されていないと思うことも多い。現在のように改革の風が吹いている時期であればこそ、研究者の立場から発信していくことが必要である。

というわけで、向こう2か月くらいの間は、そのための作業に注力させていただくことにした。その答えは夏あたりまでお待ちいただくことにして、第66号(6月発行の号)から復帰する予定である。(吉野)

昨今の新型コロナウイルス流行により、研究活動・取材活動にも支障をきたしております。会員の猪股さんに教を乞うて、国会図書館憲政資料室での調査を開始したものの、2月末より休館になってしまいました。また、ニュースレターの取材に行こうにも、先行きが見通せない状況では先方もお約束しづらいようで、こちらも上手く行きません。今はこの状況下でやれることをやるしかありませんが、早くこの“コロナ禍”が去ってくれることを切に祈ります。(田中智子)

本号記事に書いたように、最近、ガイダンスの動画に凝っています。「限定公開」ながら、Youtube に動画をアップするというのも初めて経験しました。忙しい中でも興味深いことを見つけていけたら、と思っています。(富岡)

本ニュースレターのPDFファイルをダウンロードして、Adobe Reader等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」に設定して印刷すれば、A5サイズの小冊子ができます。